

平塚市新生児聴覚検査受診料の償還払いに関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市新生児聴覚検査実施要綱（令和2年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第5条第2項及び第3項の規定に基づく新生児聴覚検査（以下「検査」という。）の費用の補助（以下「検査費用の補助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の方法及び金額)

第2条 検査費用の補助は、実施要綱第2条に規定する対象児の母が医療機関に支払った検査費用を、実施要綱第5条第3項に規定する額を限度として、本市が当該対象者に償還する方法により行うものとする。

(償還金の申請及び支払)

第3条 前条の規定による償還金の請求をしようとする者は、平塚市新生児聴覚検査実施要綱第9条で定める平塚市新生児聴覚検査償還払い請求書（以下「請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、請求期限は、検査の受診日から1年以内とする。

- (1) 未使用の平塚市新生児聴覚検査費用補助券
- (2) 一般医療機関が発行した対象児又は母親の氏名、検査日及び検査に要した費用が記載されている新生児聴覚検査の領収書（写し）、その他検査に要した費用の支払額等が確認できる書類（※「出産費用に含む」など検査費用の額が明確でない場合は償還金の支払対象外とする。）
- (3) 新生児聴覚検査の検査日及びその結果が記載されている母子健康手帳(写し)

第4条 市長は、請求書を受けたときは、内容を審査の上、相当と認めたものについては、速やかに償還金の支払をするものとする。ただし、平塚市暴力団排除条例（平成23年7月1日施行。以下「条例」という。）第8条に基づき、次の各号のいずれかに該当するものは、償還金の支払対象外とする。

- (1) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体であつて、代表者が暴力団員に該当するもの

第5条 偽りその他不正の手段により償還金の支払いを受けた者があるときは、市長は、その者から償還金の全部又は一部を返還させることができる。

第6条 市長は、必要に応じて、償還金の申請をした者又は償還金の支払いを受けた者が第4条各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。